

してきたNさんが待ち望んでいた決定だった。その後、Nさんは、団体交渉を通じて会社の謝罪も受け、母国に帰国した。

帰国直前、Nさんは記者会見を行い、自らが受けた暴言や暴行について語った。そのなかでNさんは、「日本の労災や法律を知らず、誰に悩みを相談できるかわからなかった」「労働組合につながれてよかった。同じカンボジア人が困っていたら、どこに相談したら良いか伝えて欲しい」と話していた。

今回の事件は氷山の一角に過ぎない。技能実習制度において頻発する労働法違反、パワハラ、セクハラ、そして暴力事件の数々。これは決して、一部の悪質な企業や監理団体の問題ではない。国策である技能実習制度の構造的な問題である。

技能実習制度については、2017年11月から新法が施行された。しかし、労働法違反や人権侵害を生み出す悪しき構造は何も変わっていない。2018年3月初旬、あるベトナム人技能実習生の若者が、福島県郡山市で除染作業に従事させられていたと報道された。この技能実習生は、除染作業に関するまともな説明も事前教育もないまま、不安を訴えても社長から「嫌だったらベトナムに帰れ」と言われるばかりだったという。この記事の中で、技能実習生に除染作業を行かせた建設会社の社長は、『「実習」というのは建前」「除染に実習生を使っている会社はほかにもある」と記者に語っている（日本経済新聞、

2018年3月5日付記事「除染作業に技能実習生ベトナム男性『説明なかった』」）。

Nさんの事件やこの事件には、「途上国への技能移転」や「国際貢献」の美名の下で、実際には低賃金労働力として搾取し、人間の尊厳を踏みにじる、技能実習制度の現実が露骨に現われている。

技能実習制度は、間違いなく「現代の奴隷制」であり、到底許

すことはできない。私たちはこの奴隷制を一日も早く廃絶し、労働者の権利を守って移住労働者を受け入れていく社会に変えていかねばならない。



※前頁写真：2017年3月、移住労働者の権利を訴える行動「マーチ・イン・マーチ」に全統一労働組合の仲間とともに参加するNさん(写真中央)。

(東京労働安全衛生センター 天野理)

給付基礎日額を自庁取り消し

静岡●定年後再雇用時に中皮腫を発症

2017年11月24日、名古屋西労働基準監督署は、一度決定した中皮腫患者の労災保険の給付基礎日額を自庁取り消しのうえ変更する決定を行った。

患者の男性は、最初に決定された給付基礎日額が低額だったことを不服として審査請求を行ったものの、棄却されていた。労基署による自庁取り消しは、男性の死亡後、妻がこの事案を引き継ぎ労働保膜審査会に再審査請求をしている最中に行われた。

休業補償に関しては当初決定額の9,357円14銭から20,577円94銭に変更され、遺族補償年金に関しては当初決定額9,358円から20,263円に変更された。葬祭料の基礎となる給信基礎日額も当初決定額の9,358円から20,263円に変更された。

最初の相談

Iさんは、1971年4月から2013年10月まで全国に支店を持つ電気工事会社で正社員として施工や現場管理業務に従事した。2013年10月の定年退職の翌日から1年ごとに契約更新する嘱託職員として再雇用され、JR浜松工場で中央監視システム構築の仕事に従事していた2016年1月に悪性胸膜中皮腫を発症した。正社員時代に古いビルやデパート等の改修工事現場で吸い込んだアスベストが原因だった。JR浜松工場は、2010年7月よりリニューアル工事が行われ、Iさんは既存の建物を撤去した後に建てられた、石綿のない新築の施設で仕事をしていた。

2016年9月末に名古屋西労基

署が労災認定したものの、嘱託職員になってからの低い平均賃金で休業補償給付の支給額が決定されてしまい不満に思っていたところ、中日新聞で2016年10月29日に浜松市でアスベスト被害相設会が開催されることを知り、お連れ合いと娘さんとともに来場され相談された。

労働保険審査会裁決

実は2016年7月に労働保険審査会が、Iさんのように定年退職後、再雇用されているときに中皮腫を発症した男性の労災保険の給付基礎日額の算定について、画期的な裁決を出していた。かつて石綿パッキンを製造していた大阪府にある工場で定年退職まで働いた男性が、退職後、既に石綿製品の製造を中止していた同じ工場に再雇用され、パートとして働いていたときに中皮腫を発症し、労災保険請求したところ、労災認定した労基署に給付基礎日額をパート時の低い賃金で算定されてしまったため審査請求した事案についてだった。

審査請求は棄却されていたが、再審査請求で労働保険審査会は、「定年退職を契機として、いったん会社を離職し、その後、新たに会社と従前とは異なった内容の労働契約を締結して、会社にあらためて再雇用されたものとみるのが相当で、定年退職時に最終曝露事業場を離職したものとするのが相当」として、男性の労災の給付基礎日額をパート時の賃金でなく、より高い定年退職前3か月間の賃金で算

定することを命じる裁決をした。

この裁決を詳しく見ると、4つの理由があることがわかる。1つ目は、男性は定年退職後、正社員から契約社員へと変更されるとともに、「班長」の役職も解かれていること。2つ目は、男性の給与明細書等に記入された就労実態を見ると、1日の労働時間に変更は認められないものの、1か月当たりの勤務回数は正社員当時20日前後であったものが、契約社員となってからは16日となり、時間外労働や休日労働にも従事していなかったこと。3つ目は、男性が正社員当時は基本給のほか資格手当等多くの手当が支給されていたが、契約社員になると、基本給と通勤手当が支給されているにすぎず、基本給についても324,600円から100,000円へと大幅に変更されていること。4つ目は、契約社員となってからは、石綿に曝露する作業には従事していないこと、であった。

この再審査請求の代理人を務めたのがアスベストセンターの斎藤洋太郎さんだったことから、筆者はこの裁決をIさんから相談を受ける前にもらっていた。Iさんにも大阪の男性と司じような賃金、身分等の変更が再雇用時に行われており、この男性と同じようにすでに決定された給付基礎日額を変更させることが可能だと思った。Iさんには愛知労働局に審査請求することを提案し、労職研が支援することになった。

労働局・労基署での面談

審査請求書を提出する前に

愛知労働局の監察官と所轄の名古屋西労基署の副署長、労災課長と面談をした。この労働保険審査会の裁決書を見せることによって、Iさんの事案について審査請求することなく、すでに決定された給付基礎日額が名古屋西労基署に変更してもらえるのではと考えたからである。

労働局の監察官、労基署の副署長ともに「労働保険審査会が示した大阪の事案に関する給付基礎日額の算定方法は、じん肺の労災認定時に用いられる運用で、中皮腫のような石綿関連疾患では発症前3か月間の賃金で給付基礎日額を算定することになっている。いったん定年退職してから再雇用され、賃金、身分等が変わっていても同一事業場での雇用の継続性が認められるので、給付基礎日額の変更は行えない。不服がある場合は審査請求してほしい」という意見で、最終的に12月9日付けで審査請求を行った。

審査請求

審査請求では、正社員であったときは基本給のほか職能給や他の手当がある課長格の高額な賃金だったのが、嘱託職員になってからは月28万円の基本給と3,900円の交通費が支給されるだけになり、労働時間も短くなったこと等や、嘱託職員としての勤務先では石綿曝露がなかったこと、大阪事案の労働保険審査会裁決に従うべきこと等を主張した。

その後、再審査請求時にIさん

の勤務先だった電気工事会社から定年退職直前3か月間の賃金台帳の開示を受けたが、一番総支給額が多い月で60万円近い遣いが定年前と嘱託職員時の賃金にはあった。申立書を提出して間もない12月26日にIさんは亡くなられた。葬儀に会社の同僚の方々が多く参列されていたのが印象的だった。

Iさんの死後、審査請求はIさんのお連れ合いのYさんが継承した。2017年2月23日に浜松労基督署で行われた聞き取りにはYさんと代理人の筆者が行った。聴取後、3月末日の定年を目前に控えた審査官は、「Iさんの申立書やあなた(筆者)の意見書を見ると確かにそうだと思うけれど、労働基準法や関係する通達を見るとあなたたちの主張を認めることはできない。(大阪事案の) 裁決書は、じん肺に罹患した労働者の給付基礎日額の決め方で、石綿関連疾患に罹患した労働者には当てはまらない。今後、このような裁決が複数労働保険審査会で出れば法律も変えられるだろうけれどね」と言い放った。

聴取から1か月ほど経った3月30日、審査請求は棄却された。労基法第12条における平均賃金(給付基礎日額) 算定期間は、平均賃金算定事由発生日(職業性疾患になった日)の直近の賃金締切日から遡った3か月間であること、昭和63年3月14日付け基発150号通達により、定年退職による退職者を引き続き嘱託等として再雇用している場合は継続雇用しているとみなすことか

ら、Iさんの定年をもって事業所からいったん離職したとはみなすことはできないというものだった。また、Iさんの最終石綿曝露事業場との労働契約が定年前の正社員時であったことも、請求人らは被继承人(Iさん)が直前の作業で石綿作業に従事していない旨訴えているが、じん肺については作業転換の特例が施行規則により定められているが、石綿に関しては特別な規定も通達も存在しない、と退けた。

厚生労働省との交渉

筆者はIさん以外にもニチアス羽島工場に高卒後から定年退職まで勤務し、定年後契約社員となり働いた後、再雇用され同工場で月6万円円でアルバイトをしているときに中皮腫を発症したため、1日あたりの労災保険の給付基礎日額を4,000円ほどにされてしまった事案に関わっている。Iさんの事案の審査請求中、2017年1月19日、アスベストセンターの斎藤洋太郎さんの協力で、近藤昭一衆議院議員の東京事務所でも厚生労働省労働基準局の担当者と面談し、Iさんとニチアス羽島の元労働者の事案について、給付基礎日額の計算を先に出た大阪事案の裁決に基づいてやり直してほしいと要請した。しかし、厚生労働省の担当者は大阪事案の裁決は個別事案とし、「発症前3か月の舞金で給付基礎日額を算定することになっている」と繰り返すばかりだった。

Iさんの審査請求棄却直前の3月15日に行われた全国安全セ

ンターの厚生労働省交渉でも是正を要望した。労働基準局補償課の回答は、「定年退職時の賃金や石綿曝露の各時点の賃金のうち一番高い額などを基準とすることについては、災害発生時の稼働能力を適正に評価し、これに基づいた災害補償を実施することで労基法上の使用者の災害補償責任を担保するという労災保険制度の趣旨に反することから従来の取り扱いを変更することは困難」というものだった。

5月16日にIさん事案の再審査請求を行った。

衆議院厚生労働委員会

斎藤洋太郎さんや患者と家族の会の働きかけで、6月9日、衆議院厚生労働委員会で堀内照文議員が中皮腫患者の労災通院費の問題等とともに、Iさんのように、定年後再雇用時の値い賃金が労災保険の給付基礎日額の算定基礎になり、給付基礎日額が倍額になってしまっている問題について質問してくれた。堀内議員は、大阪事案に係る労働保険審査会の裁決が出ていることを踏まえた上で、Iさん事案の審査請求が棄却されたときの愛知労働局の決定書も引用してこの問題について追及した。これに対する山越政府参考人の答弁は「個別事案ごとに適正に判断をしていきたいというふうに考えております」というものだった。

しかし、この質問の影響か、厚生労働省労働基準局補償課は「(大阪事案について)労働保険審査会の裁決で示された、定

年退職後同一企業に再雇用された後に石綿関連疾患等の遅発性疾病を発症した場合の給付基礎日額の決定については、当面の間、本省で個別に判断することとするので、現在調査中のものも含め、該当事案を把握次第、本省に報告すること」とした通達を、6月2日付けで発出した。

厚生労働省の通達

この通達（基補発0626第1号、1・2月号75頁参照）は、「定年退職後同一企業に再雇用された労働者が国雇用後に石綿関連疾患等の遅発性疾病を発症した場合の給付基礎日額算定について」という長い表題。

8月2日、東京の堀内照文議員事務所で厚生労働省の中央労災医療監察官と面談した。このときは、前述のニチアス羽島工場に定年まで勤め、定年後契約社員として雇用された後、再び同社で月の賃金が6万円程でアルバイトをしているときに中皮腫を発症したため給付基礎日額をきわめて低額にされた男性の事例を中心に議論した。ニチアスの男性の事例は発症が2008年で、2009年1月の最初の給付基礎日額決定時に不服申し立て（審査請求）を行わなかった事例だった。

新通達は調査中または不服審査中、係争中の事例のみでなく、過去に決定した事例についても適用されるのか問いただすとともに、ニチアス元従業員の事例が岐阜労働局から本省に報告されているか確認してほしいと要望を伝えた。中央労災医療監

察官は、個別ケースについては答えられないとしながらも、過去に決定したケースについても通達から排除するものではないと返答した。

翌日、堀内議員の秘書さんから、中央労災医療監察官からの連絡を伝えるファックスが届いた。岐阜労働局に確認したところ、ニチアスの元従業員の事例については2015年に遺族補償年金の給付が決定しており、そのときに不服申し立てがなく、また、現在、係争中でもないことから、通達の対象外であると考えていると堀内議員事務所に伝えてきたこと、伝えてきた内容が筆者たちとの面談時の話から後退した印象だったため、堀内議員が頑張ってくれ電話で中央労災医療監察官に確認をしたところ、過去に決定したケースでも、労基署の事実誤認があれば是正するケースはあること、通達は係争中を対象としているが、過去に決定した事例を排除するものではないという返事が得られたということを伝えるものだった。

秘書さんからのファックスは、（厚生労働省は）積極的に救済する立場ではないですが、昨日のレクチャー同様、過去の事例は排除しないとの見解でした。堀内議員からは、現場で通達の対象外だから切り捨てることのないよう丁寧な対応を求めました、と結ばれていた。

12月1日、ニチアス元従業員のお連れ合いと筆者、斎藤洋太郎さんと岐阜労働局の監察官と面談し、ニチアス元従業員の低

額給付基礎日額事案について本省に報告することを要請し、監察官は報告することを約束した。

斎藤洋太郎さんはこの事案について、再雇用後におけるアルバイト時に発症した事案で、（前述の昭和63年3月14日付け基発150号通達のような）当時の継続雇用の考え方にも沿っていないと考えている。岐阜労働局から結果に関する連絡はまだない。

8月22日に筆者は、6月26日付け通達を持って名古屋西労基署へ行き、副署長とIさん事案の原処分時の労災課担当者と面談した。副署長はすでにIさんの事例は厚生労働本省に報告したとのことで、筆者は事例の概要を説明し、自庁取り消しで対応してほしいと要請した。

再審査請求

Iさんの再審査請求の審理期日は10月24日になった。名古屋西労基署からはなんの連絡もなく、このまま裁決を受けなければならないだろうと考え、公開審理の1週間前に労働保険審査会に意見書を提出した。

10月24日の公開審理にはIさんのお連れ合いのYさんと娘さん、筆者が愛知労働局と労働保険審査会をテレビ電話で結んだテレビ審理に出席し、斎藤さんは東京の労働保険審査会の公開審理会場に出席して意見を述べた。Yさんは、定年退職してIさんの帰宅が早くなり、正社員のときに比べて労働時間が短くなり、夫の労働条件が大きく変わったことを述べた。

自庁取り消し

公開審理から1か月経った11月30日、Yさんから筆者に電話があり、名古屋西労基署が当初決定したIさんの労災保険の給付基礎日額を自庁で取り消し、定年退職前3か月間の賃金で給付基礎日額の算定をし直すことを決めたと労基署の副署長から連絡があったと伝えられた。

なぜ変更することになったのか名古屋西労基署の副署長に筆者が電話したところ、「厚生労働本省からの指示でなく、6月26

日付け通達が発出されたことから署で調査をやり直し給付基礎日額の変更を決定した。本省、労働局から意見は聞いた」という返事が返ってきた。遺族補償年金の給付基礎日額に関しては当初決定額から倍以上の変更で驚いた。

Iさんとお連れ合いのYさんがあきらめずアクションを起こしたことが良かったと思った。Yさん、斎藤さんと相談し、再審査



請求は12月に取り下げた。

(名古屋労災職業病研究会

成田博厚)

技能専門学校教員の中皮腫

山梨●基金による的外れな公務外認定

山梨県立甲府技能専門学校の電気工事科の指導教員であったTさんの死因である胸膜中皮腫は公務が原因であるとして公務災害補償（地方公務員災害補償基金）の認定請求をしていたが、公務外の認定とされた。しかし、公務外とした根拠は的を得ず、否定的要素だけをつまみ食いする理屈づけは、逆に基金の調査能力が貧困であることを露呈させた。当然ながら請求人（遺族）は納得せず、「審査会」に不服申し立てを行った。現在はまだ審査請求中であるが、これまでの経過を簡単にまとめる。

被害者Tさんは、1973年4月から1981年3月までの8年間、山梨

県立甲府技能専門学校の電気工事科の指導教員であった。甲府技能専門学校は建築科、電気工事科、縫製科、自動車運転員科などの教育課程がある県立の技術専門学校であり、中学校卒業生による専修過程と高校卒業生による高等課程があった。また、実際の生産現場（工事現場）に赴き、現場で実技を習得する「応用実技」の授業があり、電気工事科修了者には「電気工事士」の資格を与えるなど、即戦力となる技能者、技術者を育成する専門学校であった。

Tさんはその後、職業訓練課に異動したが、1986年11月に胸部に鈍痛が出現、1987年1月には

胸部痛が増強、同年2月に多発性の異常陰影を指摘され、山梨大学医学部附属病院に入院し、「悪性胸膜中皮腫」と診断される。同年9月に同病で死去。享年38歳、妻と2人の子が残された。

その後、2005年クボタショックによる被害掘り起し、2014年「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」による山梨相談会などを経て、2015年4月に公務災害補償の請求を行うに至った。

Tさんは、甲府技能専門学校の電気工事一科（専修過程）の指導教員であり、その教科内容は「普通学科」「専門学科」「基本実技」「応用実技」に分かれている。国語・社会などの「普通学科（年間230時間）」、電気理論・配電図及び製図などの「専門学科（年間660時間）」、器具使用法・電気工事基本作業などの「基本実技（年間540時間）」、そして「応用実技（年間270時間）」の授業があった。

「応用実技」の授業には①建柱作業、②内線工事、③外線工事、④電気機器修理作業、⑤試験検査及び保守作業があり、学校の入学案内の「授業方法」によれば「実技の熟練度を高め、応用能力を養い、生産現場に適応する応用実技を主に行います」とある。つまり「応用実技」の授業では、実際に工事を行っている建設現場に赴き、「実技」の授業を行っていたのである。

「応用実技」は、近隣の公共施設等の実際の建設現場にて授業を行う。具体的には甲府東高校・甲府西中学校・甲府西高